

## 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部改正案」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	第3-4-(3) 罰則の強化	法令についての意見であるのでこの意見公募において意見を行う意義がどこまであるか分からないが、意見を行っておく。 「偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得」についての規制があるが、国民としては、個人番号カードの謄写や電磁的情報のコピーだけでも問題があると考える。 それらについても規制（罰則の定め）がなされるべきと考えるが、もし存在しないのであれば、定めを行っていただきたい。  【個人】	本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。
2	第3-4-(3) 罰則の強化	法人の違反者に対する罰則を強化する点、賛成ですが、そもそも悪意を持って「(罰金を払ってでも) 情報を取るために取扱事業者になるもの」がないように、事業者の選定には細心の注意が必要です。  【個人】	本ガイドライン改正案に賛同の御意見として承ります。
3	第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応	個人情報保護委員会に報告する場合には、事業所管大臣への重ねての報告は不要となると解してよいか。  【一般社団法人 日本損害保険協会】	御理解のとおりです。 番号法においては、個人情報保護法と異なり、事業所管大臣への権限委任はありませんので、番号法に基づく漏えい等報告は、当委員会へ報告していただく必要があります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
4	第4-3-(2) <input checked="" type="checkbox"/> B d 使用者等から他の使用者等に対する従業者等に関する特定個人情報の提供（第4号）	<p>「本号に基づく特定個人情報の提供は、従業者等の出向・転籍・退職等があった場合に、当該従業者等の同意を得た上で、行われるものである。</p> <p>そのため、出向・転籍・退職等前の使用者等は、当該従業者等の出向・転籍・再就職等先の決定以後に、個人番号を含む特定個人情報の具体的な提供先を明らかにした上で、当該従業者等から同意を取得することが必要となる。」</p> <p>とあります。ここで、以下の2つのことを書いています。</p> <p>(1) 個人番号を含む特定個人情報の提供</p> <p>(2) 個人番号を含む特定個人情報の提供に関する同意</p> <p>(2) に関しては出向・転籍・退職等前であっても、「従業者等の出向・転籍・再就職等先の決定以後に」同意を取ることができることははっきりわかりますが、</p> <p>(1) の提供の時期に関して出向・転籍・退職等前であっても可能であるかどうかは明確ではありません。「従業者等の出向・転籍・退職等があった場合に」のような文言があると、出向・転籍・退職等の後でないと提供できないような印象を受けます。(1) の提供の時期に関して、(2) と同様に「出向・転籍・退職等前であっても、従業者等の出向・転籍・再就職等先の決定以後に可能である文言に変更してほしいです。」</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>個人番号を含む特定個人情報の提供に関する「従業者等の同意」の取得時期については、御理解のとおりです。</p> <p>個人番号を含む特定個人情報の提供時期については、従業者等の出向・転籍・再就職等により「他の使用者等における従業者等になった場合」になります。その解釈については、その立場や状況が個々に異なることから一律に取り扱うことはできませんが、例えば、「内定者」が確実に雇用されることが予想される場合（正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等）には、その時点で個人番号の提供を求めることができると解されることから、個人番号を含む特定個人情報の提供もこれに準じて考えることができると解されます。上記のとおり、個別の事案ごとに具体的に判断されるものであるため、現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【匿名】	
5	第4-3-(2) 2B d 使用者等から他の使用者等に対する従業員等に関する特定個人情報の提供（第4号）	全面的に反対ではないが、ここで提供される情報については、求めがあった場合において、提供を行う当該従業員等の個人番号を含む特定個人情報について、当該従業員等に提供情報内容を提示又は開示等するようにすべきと考える。  【個人】	「従業員等の同意を得」とは、従業員等の承諾する旨の意思表示を使用者等が認識することをいい、特定個人情報の取扱状況に応じ、従業員等が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。具体的には、どのような特定個人情報が出向・転籍・再就職等先の使用者等に対して提供されることになるのか、従業員等が認識した上で、同意に係る判断を行うことができるよう、出向・転籍・退職等前の使用者等は留意する必要があります。  なお、従業員等は、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データである特定個人情報について、個人情報保護法第28条に基づき開示請求を行うことが可能となっております。
6	第4-3-(2) 2B d 使用者等から他の使用者等に対する従業員等に関する特定個人情報の提供（第4号）	本号に基づく特定個人情報の提供を受けた使用者等の側においても、本人確認について不要としたとしても（情報について、（場合により一方的に）通知される側であるので、これは妥当と考える。）、その通知（特定個人情報を受けた事の通知）については、行うようにすべきと考える。  【個人】	番号法において、個人番号を含む特定個人情報の提供を受けた使用者等は、従業員等に対し、当該情報の提供を受けたことを通知する義務はありません。したがって、特定個人情報の提供を受けたことの従業員等に対する通知を行うか否かについては、当該情報の提供を受けた事業者において御判断いただくものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
7	<p>(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等(事業者編)</p> <p>1A 「漏えい」の考え方</p>	<p>「漏えい」については、実際に流出が発生していたかどうかを問わず、暴露していた事そのものを漏えいとするのが適切ではないかと考えるが、定義について</p> <p>「特定個人情報の「漏えい」とは、特定個人情報が外部に流出することをいう(閲覧の制限が無く、閲覧されれば流出する事態の発生を含む。)」</p> <p>とすべきと考える。(少なくとも、電気通信の分野においてはそのようにされるのが適切と考える。)</p> <p>(各種事業者は、幾分かシステムの更改を行う必要があるかもしれないが(GETのみで秘密とすべき情報が閲覧出来るようになっているURLによる事務の遂行を行っている場合など。)、この定義で更改を行う必要がある様な状況については、更改が行われる方が適切と考える。)</p> <p>(なお、現在、日本国内の電気通信事業者による電子メールの役務については、TLSによる暗号化を行っての保護が行われておらず、行政等や各種事業者からの重要な電子メールについても、平文でインターネット上での通信が行われているが(※多くのデータセンター事業者やインターネットエクスチェンジ事業者他が口実を設ければ簡単に内容についても閲覧出来るというのと同義である。)、国民としては早急にこのような事態の改善が行われるようになる事を待望している(待望して数年になるが、愚かな総務省総合通信基盤局は、明確に個人情報保護法及び電気通信事業法等の基本的理念に反する様なこのような事態について指導を行おうとしない。問題ある勢力と</p>	<p>「漏えい」が意味するところであるため、一般的に現状の案が適切と考えます。</p> <p>なお、システムの設定ミス等によりインターネット上で特定個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合において、閲覧が不可能な状態とするまでの間に第三者が閲覧していないことがアクセスログ等から確認された場合には、「漏えい」に該当しません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>の癒着が存在するものと思われる。)。電気通信事業という専門分野なのではあるが、個人情報保護委員会は、一般人でも分かる様な常識（TLS 他の暗号化により電子メールの送受信が保護されていないと、その電子メールは送受信について保護されていない、というほぼ当然自明となる事の認識による常識。）によって、総務省への助言・指導を行っていただきたい。）</p> <p>【個人】</p>	
8	<p>（別添 2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編） 1A 「漏えい」の考え方</p>	<p>守秘義務を課した委託先または共同利用先（以下「委託先等」）が複数存在する中で、委託先等 A に送るべき特定個人情報を含むメール等を委託先等 B に誤送信した場合について、委託先等 B には守秘義務を課している上に委託または共同利用の相手方であって「外部」とは言えないことから、この場合は「漏えい」にはあたらないと解することでよいか。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>委託先であっても、当該委託において対象となる特定個人情報以外の特定個人情報を誤送信した場合には、「漏えい」に該当し得ます。</p>
9	<p>（別添 2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編） 3A 報告対象となる事態</p>	<p>※2に、「その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの確証がない場合がこれに該当する」との記載があるが、この確証とは「漏えいをしていないという確証」ではなく、「漏えいをしたという確証」を指しており、痕跡や専門家の指摘などの事実関係から漏えいの蓋然性があると事業者が判断した場合を「おそれ」と理解することでよいか。</p>	<p>「漏えい等が疑われるものの確証がない場合がこれに該当する」の「確証」は、「漏えい等が生じた確証」を指しています。</p> <p>「おそれ」については、蓋然性を考慮してまずは特定個人情報を取り扱う事業者において判断することとなりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	(※2)	【一般社団法人 日本損害保険協会】	<p>なお、御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。</p> <p>【修正前】</p> <p>「漏えい等が疑われるものの <u>確証</u> がない場合が、これに該当する」</p> <p>【修正後】</p> <p>「漏えい等が疑われるものの <u>漏えい等が生じた確証</u> がない場合が、これに該当する」</p>
10	<p>(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）  <sup>3</sup>A  報告対象となる事態  (※3)</p>	<p>事業者ごとに情報システムの設計や設定が異なっており、セキュリティレベルも異なる。(※3)の事例(イ)について、単に「情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェア」が入り込んだことを検知したにとどまる場合や入り込んだが防御システムで制御されている場合等をおそれありとすると、相当の頻度で報告が必要となり現実的ではなく、各事業者のシステムやセキュリティレベルを踏まえ、初期段階の調査で不正通信が確認される等により漏えいの可能性があると判断される場合に「感染が確認された」と解することでよいか。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>本ガイドライン改正案(別添2)特定個人情報の漏えい等に関する報告等(事業者編)<sup>3</sup>A※3(イ)は、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例を示したものです。個別の事案ごとに判断されますが、単にマルウェアを検知したことをもって「漏えい」のおそれがあると判断するものではなく、防御システムによる制御の状況等についても考慮することになります。</p>
11	<p>(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）</p>	<p>「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合について、具体的な該当事例を提示いただきたい。</p>	<p>「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q&amp;Aでお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<input type="checkbox"/> 3A 報告対象となる 事態	<b>【一般社団法人 日本損害保険協会】</b>	
12	(別添2) 特定 個人情報の漏え い等に関する報 告等(事業者編) <input type="checkbox"/> 4A 通知対象となる 事態及び通知義 務の主体	委託元への通知により「委託先は報告義務を免除されるとともに、 本人への通知義務も免除される」とあるが、この場合であっても、 本人との関係等から、委託元ではなく委託先から通知を行う方が適 切と考えられるケースでは、委託先が本人通知を行う等、委託先の 協力を得て行う方法も認められると解することによいか。  <b>【一般社団法人 日本損害保険協会】</b>	委託先が委託元に対し改正後の番号法第29条の4 第1項ただし書の規定による通知を行った場合、委託 先は本人への通知義務も免除され、委託元が本人への 通知を行うこととなります。この場合において、委託 元が本人への通知を行うに当たり、委託先の協力を得 てこれを行うことは可能であると考えられます。
13	(別添2) 特定 個人情報の漏え い等に関する報 告等(事業者編) <input type="checkbox"/> 4B 通知の時間的制 限	一つ目の事例で、本人に通知することがどのような理由で被害を拡 大させることになるのか不明確。「本人が、同時にアップロードされ ている他者の情報を閲覧することになり」など、被害を拡大させる 理由を記載してはどうか。  <b>【一般社団法人 日本損害保険協会】</b>	通知を受けた本人が漏えいした特定個人情報を閲 覧する場合もあれば、通知を受けた本人から情報が拡 散され、第三者が漏えいした特定個人情報を閲覧する 場合もあり、被害拡大の態様は様々であることから、 原案が適切と考えます。
14	(別添2) 特定 個人情報の漏え い等に関する報 告等(事業者編)	代替措置に該当する事例はいずれも何等かの形で「公表」すること が前提となっているが、(※1)の冒頭の記載のように「代替措置と して事案の公表を行わない場合」も有り得ると解することによい か。例えば、当該事例の内容から公表が望ましくなく、かつ合理的	本人への通知の代替措置としては、公表や問合せ窓 口の設置が基本となります。なお、公表や問合せ窓口 の設置については、事案に応じて工夫することが考え られます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	4E 通知の例外	<p>努力を尽くしてもなお本人への連絡がかなわなかった場合は、この合理的努力を尽くしたことをもって「代替措置」を果たしたと解することによいか。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	
15	その他	<p>行政ではない第三者提供には、必ず事前に本人に同意確認を取るべきである。</p> <p>漏洩した際には、通知だけでなく漏洩者に罰則を設ける必要がある。</p> <p>【匿名】</p>	<p>本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
16	その他	<p>漏えい等が発生したときは、個人の権利利益を害するおそれがある場合だけでなく、その恐れがあるか否かに関わらず、漏えい等が発生した時点で、委員会及び本人に通知を義務化してほしいです。</p> <p>漏えいが発生しても、個人情報の管理者が「個人の権利利益を害するおそれはない」と判断されたら、事実が委員会及び本人に知らされないからかもしれないので。</p> <p>漏えいが発生した時点で、通知するように設定をお願いします。</p> <p>【匿名】</p>	<p>本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
17	その他	<p>特定個人情報の漏洩にしても利用者への提供にしてもリスクが大きいので、マイナンバーをやめたほうがいい。</p>	<p>本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御意見については、関係省庁に情報提供させてい</p>



番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【個人】	たきます。
18	その他	<p>1) 本人の同意の取り方は書面を原則とすべきである</p> <p>法改正の際の国会の付帯決議では「転職者等について事業者間で特定個人情報の提供を行う場合には、本人の同意を事実上強制することにならないよう、また転職者等が不利にならないよう、十分に配慮すること。」が求められている。</p> <p>しかしガイドラインでは同意の取り方について「合理的かつ適切な方法」となっており、口頭やボタンのクリック等などでもよいとなっている。</p> <p>これでは何のためにどういう情報が提供されるか適切に説明されたかや、本人同意しなかった場合も不利益がないことを説明したか確認できず、正しく同意取得されたかわからなくなる。</p> <p>提供される情報を本人に示し書面で同意を得ることを原則とすべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>「従業者等の同意」については、特定個人情報の取扱状況に応じ、従業者等が同意に係る判断を行うため必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない、使用者等の従業者等に対する説明が不足している場合には、従業者等が同意に係る判断を行うため必要と考えられる合理的かつ適切な方法とはいえないと考えられます。</p> <p>また、同意の取得方法については、使用者等及び従業者等の状況が個々に異なるため、一律に書面での同意を原則とするのではなく、特定個人情報の取扱状況に応じ、従業者等が同意に係る判断を行うため必要と考えられる合理的かつ適切な方法をとっていただくとしています。以上のことから、同意の取得方法については原案が適切と考えます。</p> <p>なお、出向・転籍・退職等前の使用者等は、従業者等の同意を得るに際して、どのような特定個人情報が出向・転籍・再就職等先の使用者等に対して提供されることになるのか、従業者等が認識した上で、同意に係る判断を行うことができるよう、留意する必要があります。</p>
19	その他	2) 提供される情報を明確にすべきである。	番号法において、同法第 19 条第 4 号による特定個人情報の提供元が提供先に対し、何の事務で本人から

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「個人番号関係事務を処理するために必要な限度」となっているが、例えば転職前の職場では税の手続きに限定して個人番号の提供を受けていたのに、転職後の職場で税だけでなく社会保険にも利用するといったことが起きる可能性がある。</p> <p>そのような不適切な提供や利用がされないためにも、提供先に何の事務で本人から個人番号を取得したか明確にわかるようにすべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>個人番号を取得したかを連絡する義務はありません。</p> <p>なお、本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
20	その他	<p>3)個人番号はその都度提供を求める原則を確認すべきである</p> <p>ガイドラインでは、個人番号関係事務が発生した時点で個人番号の提供を求めることが原則とされている。この本来の提供であれば、転職にあたって特定個人情報を提供する必要はそもそも生じない。</p> <p>提供により付帯決議が指摘しているような不適切な扱いが生じる危険がある以上、その都度個人番号の提供を受けることを原則として求めるべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
21	その他	<p>4)負担ばかり大きいマイナンバー制度の見直しをすべきである</p>	<p>本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御意見については、関係省庁に情報提供させてい</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>法改正理由として、勤務先に対し改めてマイナンバーを提供しなければならないことに国民・事業者の負担が極めて大きいことがあげられているが、勤務先間の提供を認めるという小手先の改革ではなく、事業者の負担ばかり大きくてあまり活用されていないばかりか漏洩の危険も生む、マイナンバーの勤務先への提供と法定調書等へのマイナンバーの記載そのもの見直しをするべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>たきます。</p>

※その他は、事業者編又は行政機関等・地方公共団体等編の該当箇所の記載がなく、該当箇所が不明確であった御意見

【凡例】

- 「番号法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- 「個人情報保護法」：個人情報の保護に関する法律